

防災集団移転促進事業の補助制度は本年度内で終了となります

▷申請先/問い合わせ先=復興政策課管理係(☎内線351・339)

市は、防災集団移転促進事業を活用して、被災した住宅の建築資金などの借り入れ利子に対する補助および市内に移転した世帯の移転費用(引っ越し代など)に対する補助を行っています。

補助制度の対象となる人で、まだ申請手続きをしていない人は早めに申請してください。

▷申請期限=令和2年2月28日(金)

※今回が防災集団移転促進事業補助金に係る最後の申請となります。

▷補助金額

・建築資金の借り入れ利子に対する補助
上限731.8万円(住宅建築465万円、住宅用地購入206万円、用地造成60.8万円)

・移転費用(引っ越し代など)に対する補助
上限97.5万円

※本年10月1日より補助金額の一部を変更。

▷補助対象となる条件

防災集団移転促進事業の神坂地区、小河原地区、中赤崎地区、永浜地区、崎浜地区および大船渡駅周辺地区土地区画整理区域内で再建する人で、次の条件に該当する人

※その他の地区は受け付けを終了しています。

・建築資金などの借り入れ利子に対する補助=防災集団移転促進事業に参加する人

・移転費用(引っ越し代など)に対する補助=①防災集団移転促進事業に参加する人②災害公営住宅に入居する人③震災発生時に「大船渡市津波防災のための建築制限等に関する条例」に定める災害危険区域の第1種区域に居住していた人で、高台などの安全な場所へ自力再建する人

《移転費用の補助対象パターン》

区域	移転費用の補助対象		
	集団移転 災害公営住宅	自力再建	
第1種区域	補助対象	補助対象	
第2種区域	A	補助対象	補助対象外※
	B	補助対象	補助対象外※
	C	補助対象	補助対象外※

※補助対象外の場合でも、「住宅再建移転補助金(一律5万円)」の対象となることがあります。



市営住宅の入居者を募集します

▷申込先/問い合わせ先=株式会社寿広市営住宅管理センター(盛町字町9-18/☎0192-8088)

▷募集団地=右表のとおり

▷募集期間=12月20日(金)から、募集戸数に達するまで先着順で受け付けます。

▷申込方法=㈱寿広市営住宅管理センターに次のものを持参の上、本人が申し込みください。

▷持参するもの

- ・世帯全員の所得課税証明書
- ・本籍地記載の住民票
- ・印鑑(認印)

※障害者手帳などをお持ちの人は、持参ください。また、申し込み理由によっては、追加書類を提出していただく場合があります。

▷その他

・原則として、入居後、市内の他の市営・災害公営住宅に転居することはできません。

(5) 広報大船渡お知らせ版 令和元年12月20日号(No.1165)

▷問い合わせ=市役所☎0192-3111

・入居決定前に暴力団員の排除に関する協定に基づく調査を行います。

・部屋番号、詳細な間取り、築年度などは問い合わせください。

・全住宅に駐車場あり、使用料は1台につき月額1,000円。

■入居者募集住宅

住宅名および住所	募集戸数	その他
清水アパート (三陸町綾里清水54-4)	6戸	2DK(単身可)5戸、 3DK(単身不可)1戸
崎浜団地 (三陸町越喜来字仲崎浜121-1)	1戸	2DK(単身可)

【防災集団移転住宅団地】移転希望者募集のお知らせ ~被災していない人も対象として募集を行います~

▷申込先/問い合わせ先=復興政策課管理係(☎内線339・351)

防災集団移転団地の空き区画について、これまで被災した人を対象に募集を行ってきましたが、一般の人も対象に加えて移転希望者の募集を行います。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▷募集区画=下表のとおり

▷申込期間=1月15日(水)~2月14日(金)の平日
午前9時~午後5時

▷募集対象=被災した人および市内在住の人

■申込方法

復興政策課備え付けの申込書により、直接申し込みください。申込書は、ホームページからもダウンロードできます。

■申し込みの主な条件

- ①本人または家族が居住する目的で戸建住宅を建設する計画のある人
- ②不動産の売買契約などについて、法令上の制限を受けていない人
- ③破産者でない人
- ④市税に未納がない人(居住予定者全員を含む)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当しない人

※複数の宅地に申し込むことはできません。

※戸建住宅建設を目的としており、集合住宅、倉庫、駐車場、作業場などの建築を目的とした申し込みはできません。

◎募集区画一覧

No.	団地名	所在地	面積(m ²)	土地売買価格
1	小河原(平林)	末崎町字平林52番29	330.71	5,390,573円
2	神坂	末崎町字神坂50番6	325.34	3,643,808円
3	中赤崎その1(森っこ)	赤崎町字大洞37番47	197.96	2,712,052円
4	中赤崎その6(山口)	赤崎町字山口59番21	331.01	4,799,645円
5	永浜	① 赤崎町字大立5番18	330.22	4,292,860円
		② 赤崎町字山口137番35ほか	330.58	4,297,540円
		③ 赤崎町字山口137番37ほか	330.20	4,358,640円
8	崎浜	① 三陸町越喜来字仲崎浜102番9	330.03	2,508,228円
		② 三陸町越喜来字仲崎浜102番19	329.69	2,406,737円

※売買価格は、参考値となります。

■区画決定方法

- ・申込期間終了後、審査の上、決定します。
- ・一つの宅地に複数の申し込みがあった場合は、次の優先順位の上位の人とします。
- また、同順位の人が複数いる場合は、抽選で決定します。
- ・結果は、市ホームページなどで公開します。

◎優先順位

- ①市内の防災集団移転促進事業対象者
- ②東日本大震災により、募集対象地区内で被災し、り災証明の交付を受けた人
- ③東日本大震災により、り災証明の交付を受けている人
- ④市内に住む婚姻後5年以内の世帯、18歳未満の子がいる世帯、大船渡市営住宅条例第9条第5項に規定する人
- ⑤上記以外の市内に居住している人

■その他

- ・決定後、3カ月以内に住宅建築の契約などを行い、契約後は1年以内の着手が必要です。
- ・申込期間を過ぎても応募がない場合などは、常時募集とし、優先順位を問わず先着順で受け付けます。

- ・今回募集する区画は、継続公募中の区画であり、広報発行時に決定済みの場合があります。



中赤崎その1(森っこ)
防災集団移転住宅団地